
アメリカによる広島・長崎への核兵器使用再考 ——目的と効果のレベルからのアプローチ——

千々和 泰明

<要旨>

本稿は、アメリカによる広島・長崎への核兵器使用（原爆投下）をめぐる論争に焦点を当てる。そして、この問題に「目的のレベル」と「効果のレベル」からアプローチすることで、入り組んだ論争を解きほぐし、太平洋戦争終結過程や、戦後の日米間における歴史問題としての核使用問題への理解を深める一助とする。

アメリカによる広島・長崎への核使用をめぐるのは、核外交説とソ連要因説、あるいはコスト最小化説と核要因説がセットでなければならないわけではない。むしろ近年の研究や新たに公開された史料からは、目的のレベルでのコスト最小化説、効果のレベルでのソ連要因説という整理が可能である。

2016年5月27日、オバマがアメリカ大統領として初めて広島を訪問し、この問題は一つの区切りを迎えることになった。これに対しては、感情的な論争を超えて、戦争終結政策の失敗例として客観的に分析を加えることが求められている。

はじめに

本稿は、アメリカによる広島・長崎への核兵器使用（原爆投下）をめぐる論争に焦点を当てる。

2023年夏、アメリカ映画「バービー」を日本への核使用と結びつけた画像がSNSに投稿され、これにバービーの公式アカウントが好意的な反応を示したことから批判が殺到し、配給会社のワーナー・ブラザーズが謝罪に追い込まれる騒動が起こった。戦後78年を経てなお、アメリカによる広島・長崎への核使用が依然としてセンシティブな問題であることが改めて浮き彫りとなった。

戦争終結という観点からの太平洋戦争の特異性は、史上初めて核が実戦使用された点にある。4日のうちに二つの都市がその住民ごと消滅させられ、最初の使用から8日後に戦争は終わった。そこで太平洋戦争終結過程における核使用の意味をめぐる

は、近年でもさまざまな論争が展開されている¹。

ただこの問題をめぐっては、歴史家のあいだでの論争が入り組んだものとなっている。本稿では、この問題に「目的のレベル」と「効果のレベル」からアプローチすることで、入り組んだ論争を解きほぐし、太平洋戦争終結過程や、戦後の日米間における歴史問題としての核使用問題への理解を深める一助とする。

従来の研究や論争では、核使用の「目的」のレベルでの評価と、「効果」のレベルでのそれが、あまり明確に区別されていない印象がある。たとえば、アメリカによる核使用は、戦後を見すえたソ連への威嚇であったとするいわゆる「核外交」説というものがある。この考え方は本稿の区分で言う目的のレベルに属するものである。そして核外交説は、効果のレベルで、日本のポツダム宣言受諾を導いた要因についてのソ連要因説と親和的に論じられる傾向がある²。同じく、核使用は戦争を早期に終結させることによって、そうでなかった場合に生じたであろう犠牲を回避するためであったとする「コスト最小化」説が、核要因説と整合的に描かれてきたと言える³。

これに対し本稿は、核外交説とソ連要因説、コスト最小化説と核要因説といったままとまりに対して、目的のレベルでのコスト最小化説、効果のレベルでのソ連要因説の組み合わせを指摘する。また、コスト最小化説が果たして核使用を正当化できるものなのかについても検討を加える。

1. アメリカによる核兵器使用と日本の反応

まず、アメリカによる核使用と日本の反応について整理しておこう。

1943年1月24日のカサブランカ会談後の記者会見でフランクリン・ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 大統領が表明したように、もともとアメリカは真珠湾奇襲で自国に直接攻撃を加えた日本軍国主義をナチズムと並ぶ脅威とみなし、無条件降伏政策を掲げていた。一方、日本は1945年に入って自らの軍事的敗北が明らかになったのちも抵抗を続け、日本本土上陸をおこなった場合のアメリカ側戦死者は約4万人

1 マイケル・D・ゴードン、G・ジョン・アイケンベリー (藤原帰一・向和歌奈監訳) 『ヒロシマの時代—原爆投下を変えた世界』(岩波書店、2022年) 参照。

2 長谷川毅『暗闘—スターリン、トルーマンと日本降伏』(中央公論新社、2006年) 参照。なお同書は2023年にみすず書房から新版が刊行された。

3 麻田貞雄「原爆投下の衝撃と降伏の決定」細谷千博・入江昭・後藤乾一・波多野澄雄編『太平洋戦争の終結—アジア・太平洋の戦後形成』(柏書房、1997年) 195-221頁; 麻田貞雄「『原爆外交説』批判—“神話”とタブーを超えて (1949-2009年)」『同志社法学』60巻6号 (2009年1月) 1-81頁参照。

にも上ると予想されていた⁴。

こうした懸念から、日本に対し無条件降伏政策を修正した最後通牒を發出するというアイデアが国務省のなかから浮上し、この議論は1945年7月2日にヘンリー・スティムソン（Henry L. Stimson）陸軍長官がハリー・トルーマン（Harry S. Truman）大統領に提出した覚書と、ポツダム宣言草案に結実する⁵。ただし当初草案にあったいわゆる天皇制存置条項について、トルーマンやジェームズ・バーンズ（James F. Byrnes）国務長官は、日本の軍部がさらなる妥協を求めて大胆になり、戦争が長期化するおそれがあると考え、最終的に同条項を削除し、実際のポツダム宣言では天皇制存置はその可能性が示唆される（保証はしない）にとどまった⁶。

特に7月16日にアメリカが核実験に成功し、17日にはポツダム会談の場でソ連の最高指導者ヨシフ・スターリン（Iosif V. Stalin）から対日参戦を確約されると、人道上の問題や戦後東アジアにおけるソ連の影響力増大というデメリットは残すものの、これらがアメリカ軍の犠牲を低減させるものとなり、日本に対するさらなる妥協をおこなうインセンティブは低下した。その時点で核使用が可能になったアメリカは、戦後のソ連の影響力を極少化するために、スターリンからの署名を得ずに26日にポツダム宣言を記者発表した⁷。

日本外務省は27日にラジオ放送でポツダム宣言の發出を知った。このことから分かるように、ポツダム宣言は正式な外交文書ではなかった。

それから2週間足らずののちの8月6日、アメリカは広島に対し核を使用した。

トルーマンによる核使用の発表は、翌7日午前1時ごろに日本側にも伝えられた。だが核使用から確認まで2日かかり、最高戦争指導会議はさらに1日あと、9日に開催されることになった。

その間の9日未明、ソ連が対日参戦してくる。

アメリカによる核使用が太平洋戦争の終結にどの程度決定打となったのかは、長らく歴史家たちの論争の的となっている。外交史家の麻田貞雄は、戦後外務省が編纂し

4 Douglas J. MacEachin, *The Final Months of the War With Japan: Signals Intelligence, U.S. Invasion Planning, and the A-Bomb Decision* (Washington, D.C.: Central Intelligence Agency, Center for the Study of Intelligence, 1998), p. 12.

5 「スティムソンからトルーマン大統領にあてた覚書 1945年7月2日」山極晃・立花誠逸編『資料 マンハッタン計画』岡田良之助訳（大月書店、1993年）503, 506頁；Henry Lewis Stimson, “The Decision to Use the Atomic Bomb,” *Harper's Magazine*, February 1947, http://afe.easia.columbia.edu/ps/japan/stimson_harpers.pdf.

6 パートン・バーンスタイン「検証 原爆投下決定までの300日」『中央公論』1318号（1995年2月）400頁。ハーバート・フェイス（佐藤栄一・山本武彦・黒柳米司・広瀬順昭・伊藤一彦訳）『原爆と第二次世界大戦の終結』（南窓社、1974年）215頁も参照。Robert P. Newman, *Truman and the Hiroshima Cult* (East Lansing: Michigan State University Press, 1995), p. 77.

7 ハリー・S・トルーマン『トルーマン回顧録』（1）加瀬俊一監修、堀江芳孝訳（恒文社、1966年）284-285頁。

た『終戦史録』などの次の記録などに注目する。『終戦史録』によれば、8月8日の「朝」、昭和天皇と東郷茂徳外相が面会した⁸。この場で東郷は天皇に、「昨7日傍受の新型爆弾に関する敵側の発表とその関連事項、及び新型爆弾の投下を転機として戦争終結を決すべき」と具申した。これに対し天皇は、「この種の兵器の使用により戦争継続はいよいよ不可能にして、有利な条件を獲得のため戦争終結の時機を逸するは不可につき、なるべく速やかに戦争を終結せしめるよう」希望した⁹。

天皇との面会后、東郷は鈴木貫太郎総理に最高戦争指導会議の招集を申し入れた。『終戦史録』によれば、東郷は鈴木に会議の招集理由を「広島原爆投下のことから」と語ったとされる¹⁰。同会議が8日中に開催されなかったのは、「その日は構成員中に都合つかぬものがあり」、9日に延期されたためである¹¹。

また、迫水久常内閣書記官長の回想によれば、8日夜に鈴木は迫水に、「広島に落とされたものが原子爆弾であることがわかった以上、わたしはあしたの閣議で、じぶんから終戦についての意見をのべたいと思っているので、その準備をしてくれないか」と語ったとされる¹²。9日未明のソ連参戦前からおこなわれていたこれらのやり取りも重要な論拠としつつ、麻田は「原爆投下なしに日本が1945年8月に降伏した可能性はきわめて少なかった」と主張している¹³。

『終戦史録』が語る前記のようないきさつ¹⁴のなかでまず引かかるのは、広島核攻撃を受けて本来ならば8月8日に開催されていたはずの最高戦争指導会議が、「構成員中に都合つかぬもの」がいたので9日に延期された、という記述である。麻田はこの出来事に対して、「一刻を争うときに、『都合が悪い』とはなにごとだろうか」と指弾している¹⁵。一方、歴史家の長谷川毅は、ポツダム宣言受諾の要因として核使用よりもソ連参戦を重視する立場から、逆に「都合の悪い人がいれば最高戦争指導会議を延期してもかまわないような、まだ切羽詰まったというところまで来ていなかった指導者の心理状態を表している」と解釈する¹⁶。

では、この時都合がつかなかった人物とは、最高戦争指導会議構成員6人（鈴木総理、

8 外務省編纂『終戦史録』（下）（新聞月鑑社、1952年）535頁。

9 引用は、宮内庁『昭和天皇実録』（9）（東京書籍、2016年）748-749頁に依った。

10 外務省編纂『終戦史録』（下）560頁。

11 同上、536頁。

12 迫水久常『大日本帝国最後の四か月—終戦内閣「懐刀」の証言』（河出書房新社、2015年）194頁。

13 麻田「原爆投下の衝撃と降伏の決定」199, 213-214頁。

14 該当箇所は東郷の1949年5月18日の証言に拠ったと考えられる。「東郷陳述録」(10)栗原健・波多野澄雄編『終戦工作の記録』（下）（講談社、1986年）356頁。

15 麻田「原爆投下の衝撃と降伏の決定」199頁。五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』（大阪書籍、1989年）118頁も参照。

16 長谷川『暗闘』323頁。

東郷外相、阿南惟幾陸相、米内光政海相、梅津美治郎参謀総長、豊田副武軍令部総長)のうちの一体誰だったのか(麻田も長谷川も特定していない)。この問題についてはのちほど検討するとして、その前に、『終戦史録』の重大な誤りについて指摘しておかなければならない。

前述の通り、天皇と東郷が核攻撃を転機とした早期戦争終結を話し合ったとされる日時について、『終戦史録』は8月8日の「朝」としていた。ところが2014年に公開された『昭和天皇実録』によって、当日このやり取りがおこなわれた実際の二人の面会時間は朝ではなく、「午後4時40分」であったことが特定されたのである¹⁷。だとしても、ソ連参戦前の、しかも同じ8日のことであるから、天皇と東郷の面会時間が朝だろうが夕方だろうが大差ないように感じられるかもしれない。ところがこれは大問題なのである。というのも、実はこの日の昼に、きわめて重要な出来事があったからである。

実はこれ以前から、日本は「ソ連の仲介」による戦争終結をめざし、近衛文麿元総理を特使としてソ連に派遣することを7月10日に決定していた。そして8月7日から8日午前の時点で、東郷や米内らは、核攻撃を受けたとの報が入ったのちも、なお近衛派遣に関するソ連の返事を待ち続けていた。東郷は7日午後3時40分、佐藤尚武駐ソ大使に、「形勢益々逼迫し、『ソ』連側の明白なる態度速かに承知致度きに付急速回答御取付相成様此上とも御尽力を度得し」と、最後の督促をしている¹⁸。また米内は8日に、海軍で軍令部出仕・海軍大学校研究部部員という立場で終戦工作にあっていた高木惣吉に次のように語った。「昨日外相に会ったが、未だ〔佐藤から〕電報は来ないらしい。尤も5日にスターリンがポツダムから帰ったから、電報に2,3日かかるし、今日明日何とか言ってくるだろう」¹⁹。

そして8日正午、待ちに待った佐藤の電報がモスクワから東郷のもとに届いたのだ²⁰。モスクワ時間の8日午後5時(日本時間8日午後11時)に、佐藤がヴァチャスラフ・モロトフ(Vyacheslav M. Molotov)外相と会見できることになったという。東郷がソ連参戦を知らされる、16時間ほど前のことである。

17 宮内庁『昭和天皇実録』(9)748-749頁。もっとも歴史家の鈴木多聞は、これ以前の2006年に発表した論文のなかで、「午後の拝謁」と推測していた。鈴木多聞「昭和20年8月10日の御前会議—原爆投下とソ連参戦の政治的影響の分析」『日本政治研究』3巻1号(2006年1月)75,87頁。また東郷の孫で、ジャーナリストの東郷茂彦が未公開資料を利用して1993年に公刊した著作でも、出典は不明ながら、東郷外相が「8日午後4時、天皇に拝謁し」とある。東郷茂彦『祖父東郷茂徳の生涯』(文藝春秋、1993年)378頁。

18 「東郷大臣、佐藤在『ソ』大使間最後往復電」(第993号、昭和20年8月7日)外務省編纂『終戦史録』(下)548頁。

19 「米内海相直話」(20年8月8日)高木惣吉『高木海軍少将覚え書』(毎日新聞社、1979年)341頁。

20 「東郷大臣、佐藤在『ソ』大使間最後往復電」(第1530号、昭和20年8月7日)外務省編纂『終戦史録』(下)548頁。

つまり、8日の天皇と東郷の面会が、正午の佐藤からの入電の前だったか後だったかによって、そこでのやり取りの記録の解釈に重大なちがいが生じてくるのである。

『昭和天皇実録』が明らかにしたように、実際には天皇と東郷の面会は佐藤からの入電「後」であった。二人の協議は当然、その日の深夜にモスクワで佐藤＝モロトフ会談がおこなわれることを前提にしていたはずである。いや、むしろそれこそが、天皇と東郷の面談目的であったと考えるのが自然であろう。長谷川は、この時天皇と東郷がポツダム宣言受諾を前提にアメリカ・イギリスと交渉するのを麻田は自明のこととしているが²¹ そのような解釈には疑問があるとして、「このとき考えられた交渉相手はあくまでもソ連であった」とする²²。歴史家の鈴木多聞はさらに踏み込んで、「昭和天皇は東郷の上奏に対して対ソ交渉を急ぐよう指示し、東郷外相は〔木戸幸一〕内大臣と首相に最高戦争指導会議の開催を申し入れた」のではないかとする²³。

たしかに、当日深夜から翌日未明にも、待ちに待ったソ連の返事が来るかもしれないというのに、ソ連仲介策を捨てるのにもう一日待てないということがあるだろうか。

以上を整理すると、9日の最高戦争指導会議ははじめから広島核攻撃を受けて用意された場ではなかった可能性が指摘できる²⁴。和平派とされる天皇と東郷でさえ、8日の時点でソ連仲介策を捨ててポツダム宣言受諾をアメリカに対してただちに申し入れる決心があったとは言い切れない。引き続きソ連仲介策を前提としつつ、連合国が核を持った以上、その結果が著しく不利な条件であっても甘受する、といった態度だったのではないか（鈴木総理が8日に示唆した「終戦についての意見」も、これがソ連仲介策をどのようにとらえるものであったのかは、迫水の証言だけでは明らかでない）。

そうすると、8日の最高戦争指導会議は都合がつかない者がいたので延期されたという『終戦史録』にある話は、そもそも史実かどうか怪しくなってくる。実は1997年に刊行された『終戦史録』の再版では、「その日は構成員中に都合つかぬものがあり」の記述が削除されている²⁵。『終戦史録』は基本資料だが、降伏要因を分析するうえできわめて重要な局面についての記述は鵜呑みにできないのである。

21 ウィルソン・D・ミスキャンブル（金谷俊則訳）『日本への原爆投下はなぜ必要だったのか』（幻冬舎、2023年）。原文での該当箇所は以下の通り。Wilson Miscamble, *The Most Controversial Decision: Truman, the Atomic Bombs, and the Defeat of Japan* (Cambridge: Cambridge University Press, 2011), p. 96.

22 長谷川『暗闘』322頁。

23 鈴木「昭和20年8月10日の御前会議」74-75頁。長谷川と鈴木多聞の研究は『昭和天皇実録』の公開前のものである。

24 鈴木「昭和20年8月10日の御前会議」74-75頁。

25 外務省編纂『終戦史録』（復刻版）（官公庁文献研究会、1993年）536頁参照。

2. 目的のレベル①—核外交説

以上の経緯も踏まえながら、核使用をめぐる論争について、「目的」のレベルと「効果」のレベルから、考察をおこなってみたい。

まず核使用の目的に関しては、いわゆる「正統主義」と「修正主義」のあいだの論争がある²⁶。しかし、日本ではアメリカにおける修正主義がむしろ「正統」の地位を占めていると言えるのでこうした用法はなじみにくい。そこで本稿ではあえてこうした用法は避け、それぞれの議論の中身に注目して、前者を「コスト最小化」説、後者を「核外交」説と呼び、便宜上核外交説から先に見ることとする。

核外交説は、アメリカは核を使用しなくても日本が降伏すると分かっているながら、別の理由で核を使用した、その理由とは、戦後を見すえたソ連への威嚇であった、とする。ノーベル賞物理学者パトリック・ブラケット (Patrick M. S. Blackett) による、「原子爆弾の投下は、第二次大戦の最後の軍事行動であったというよりも、寧ろ目下進行しつつあるロシアとの冷たい外交戦争の最初の大作戦の一つであった」という一文はあまりにも有名である²⁷。その後、歴史家のガー・アルペロヴィッツ (Gar Alperovitz) がこの議論を発展させた。

核外交説の弱点は、「核外交」という目的を裏づける決定的な証拠がない、ということである。アルペロヴィッツの研究をめぐっては、史料の強引な解釈や不正確な引用

26 正統主義の研究として、以下参照。麻田「原爆投下の衝撃と降伏の決定」；L・ギョワニティ、F・フリード『原爆投下決定』堀江芳孝訳（原書房、1966年）；ウィリアム・クレイグ『大日本帝国の崩壊』浦松佐美太郎訳（河出書房、1968年）；ロバート・J・C・ビュートー『終戦外史—無条件降伏までの経緯』大井篤訳（時事通信社、1958年）；Richard B. Frank, *Downfall: The End of the Imperial Japanese Empire* (New York: Penguin Group, 1999)；Michael Kort, *The Columbia Guide to Hiroshima and the Bomb* (NY: Columbia University Press, 2007)；Robert James Maddox, *Weapons for Victory: The Hiroshima Decision* (Columbia: University of Missouri Press, 1995)；Miscamble, *The Most Controversial Decision*；Robert P. Newman, *Truman and the Hiroshima Cult*. 修正主義の研究として、以下参照。ガー・アルペロヴィッツ『原爆投下決断の内幕—悲劇のヒロシマ・ナガサキ』（上）（下）鈴木俊彦・岩本正恵・米山裕子訳（ほるぷ出版、1995年）；長谷川『暗闘』；P・M・S・ブラケット『恐怖・戦争・爆弾』田中慎次郎訳（法政大学出版局、1951年）；Leon V. Sigal, *Fighting to A Finish: The Politics of War Termination in the United States and Japan, 1945* (Ithaca: Cornell University Press, 1988). 両者の「折衷説」として、以下参照。サミュエル・ウォーカー『原爆投下とトルーマン』林義勝監訳（彩流社、2008年）；マーティン・J・シャーウィン『破滅への道程—原爆と第二次世界大戦』加藤幹雄訳（TBSブリタニカ、1978年）；フェイス『原爆と第二次世界大戦の終結』；アンドリュー・ロッター（川口悠子・繁沢敦子・藤田怜史訳）『原爆の世界史—開発前夜から核兵器の拡散まで』（ミネルヴァ書房、2022年）；Barton J. Bernstein, “Roosevelt, Truman, and the Atomic Bomb, 1941-1945: A Reinterpretation,” *Political Science Quarterly*, vol. 90, no. 1 (Spring 1975)；Barton J. Bernstein, “The Perils and Politics of Surrender: Ending the War with Japan and Avoiding the Third Atomic Bomb,” *Pacific Historical Review*, vol. 46, no. 1 (February 1977)；Barton J. Bernstein, “Understanding the Atomic Bomb and the Japanese Surrender: Missed Opportunities, Little-Known Near Disasters, and Modern Memory,” *Diplomatic History*, vol. 19, no. 2 (Spring 1995)；Lisle A. Rose, *Dubious Victory: The United States and the End of World War II* (Ohio: Kent State University Press, 1973). なお、対広島使用と対長崎使用の意味を区別する研究として、以下参照。Campbell Craig and Sergey Radchenko, *The Atomic Bombs and the Origins of the Cold War* (New Haven: Yale University Press, 2008).

27 ブラケット『恐怖・戦争・爆弾』211頁。

などの問題が指摘されている²⁸。また核外交説には、ソ連に対する威嚇のためなら、使用しなくても保有しているだけで十分だとは考えられなかったのか、あるいはアメリカは現実には戦後しばらくのあいだはソ連を核で露骨に威嚇したことはなかったのではないか、といった疑問が残る。ブラケット、アルペロヴィッツ的な核外交説は、近年では否定される傾向にある。

こうしたことから、「核外交」の中身を限定的にとらえようとする研究もある。長谷川毅は、アメリカは核実験成功後はもはやソ連の参戦を必要とせず、むしろ戦後東アジアにおけるソ連の影響力拡大を防ぐため、ソ連参戦前に日本を降伏させるよう急いで核を使用したと主張している²⁹。しかし仮にそうだとすると、トルーマン大統領が核実験成功後もソ連参戦を望んでいたこととうまく整合しない³⁰。

また、アメリカが「バーンズ回答」を発出したことについての説明も難しくなる。バーンズ回答とは、日本がポツダム宣言受諾に際して国体護持の一条件を付帯することについて照会をかけたのに対する、バーンズ国務長官からの返答である。バーンズはこのなかで、日本側からの照会にイエスともノーとも言わず、ポツダム宣言の条項を繰り返して、「降伏の時より 天皇及日本国政府の国家統治の権限は〔中略〕連合最高司令官の制限の下に置かるる (subject to) ものとす」とする回答文を起草し、イギリス、中国・重慶 (国民政府)、ソ連の同意を取りつけたのち、日本に宛てて発出した³¹。

日本がアメリカに、一条件によるポツダム宣言受諾を申し入れてきた時点で、既にソ連軍は満州に侵攻中であり、もしアメリカがソ連との関係上日本を一刻も早く降伏させたいと考えたのであれば、日本が出した一条件を即座に受け入れるか、少なくとも受け入れることの是非についてソ連の勢力拡張という観点から検討したにちがいない。しかし実際にはそのような検討がおこなわれた形跡さえなく、アメリカは日本との戦争が長引くリスクを知りながら、それでも日本に対する非妥協的態度を貫いた³²。そして日本を一刻も早く降伏させるどころか、ソ連の時間稼ぎに利用される危険を冒して、バーンズ回答に対するソ連の同意まで得ようとしたのである。

たしかにアメリカは、戦後東アジアにおけるソ連の影響力を極小化しようと考えたであろう。しかしよく考えてみれば、核はこれまで実戦で使われたことはなく、戦争でどのくらい決定的であるのかや、そもそも航空機からの投下という方法で本当に爆

28 Robert James Maddox, "Gar Alperovitz: Godfather of Hiroshima Revisionism," in *Hiroshima in History: The Myths of Revisionism*, ed. Robert James Maddox (Columbia: University of Missouri Press, 2007).

29 長谷川『暗闘』234, 239–240, 271頁。

30 "Truman Letters to Bess Truman, July 18 and 20, 1945," in *Dear Bess: The Letters from Harry to Bess Truman, 1910–1959*, ed. Robert H. Ferrell (NY: Norton, 1983), pp. 519–520.

31 毎日新聞社図書編集部編『太平洋戦争秘史—米戦時指導者の回想』(毎日新聞社、1965年)305–307頁。

32 Bernstein, "The Perils and Politics of Surrender," pp. 24–25.

発するのかどうかさえ不確かな兵器であった。ソ連参戦についても、所詮は他人頼みの話であって、アメリカにはソ連の攻撃の烈度や範囲、期間を知りようがなく、また本当に参戦するのかすらアメリカが決められるわけではなかった。

スティムソン陸軍長官は8月9日の日記に、「原爆とロシアの参戦が勝利を早めるのに効果をもたらすのは間違いなからう。しかし、その効果がどの程度のもので、どのくらい長く持続するのか、また、その勝利を達成するにはどれくらいの数の将兵を維持しておかなければならないのかは、依然として確定できない」と記している³³。これがアメリカ側の実情であった。

3. 目的のレベル②—コスト最小化説

一方、核外交説に対し、コスト最小化説は、核使用は戦争を早期に終結させることによって、そうでなかった場合に生じたであろう犠牲を回避するためだった、とする。

ここで注意が必要なのは、核外交説よりもコスト最小化説が支持できるものであったとしても、コスト最小化の観点からの核使用の正しさを直ちに立証するものではないということである。

核使用に際してアメリカが、核の効果やソ連の約束履行に関する不確実性のなかで、戦争を早期に終結させてこれ以上の犠牲を増やすまいとしたこと自体に疑いをはさむのは難しいように思われる。実はポツダム会談の際に首脳会談と並行して開かれたアメリカ・イギリス連合参謀本部会合では、日本の組織的抵抗を終結させる予定時期は「1946年11月15日」（1945年ではない）とされていた³⁴。戦争は実際よりも1年3か月も長く続くと想定されていた。その間に、日本の手によってさらに多くの連合軍兵士が犠牲になり、連合軍捕虜やアジア太平洋の非戦闘員の命が危険にさらされ続けることになる。

アメリカは、自分たちの条件の下での早期戦争終結のために、自軍の犠牲に代わるあらゆる手立てを使おうとしており、それが核とソ連であった³⁵。アメリカは、このう

33 「スチムソン日記（抄）1944年12月13日～1945年8月9日」山極・立花編『資料 マンハッタン計画』544頁：Barton Bernstein, “H-Diplo Roundtable on Tsuyoshi Hasegawa’s *Racing the Enemy: Stalin, Truman, and the Surrender of Japan*,” *H-Diplo*, vol. 7, no. 2 (January 2006), <https://issforum.org/roundtables/>, p. 17.

34 “Meeting the Combined Chiefs of Staff, July 19, 1945,” U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States: The Conference of Berlin (The Potsdam Conference)* Vol. II (D.C.: Government Printing Office, 1960) [hereafter *FRUS*], p. 115.

35 ギデオンのローズ『終戦論—アメリカはなぜ戦後処理に失敗し続けるのか』千々和泰明監訳・佐藤友紀訳（原書房、2012年）164頁。

ち核使用のみによって戦争を終わらせることができるならば、ソ連参戦によって必然的にもたらされることになる戦後東アジアにおけるソ連の影響力増大への懸念を、核使用による人道上の懸念よりも重視したであろう。

しかしながら、戦争における日本の責任が重大であったにせよ、やはり早期戦争終結の手段として核使用以外の選択肢はなかったのかという疑問が残る。

たしかに、核使用以外の選択肢といっても、日本本土戦は敵味方を問わず、むしろ核使用よりコストが大きかったであろう。日本本土戦に関して、アメリカは死傷者数を過大に見積もったとする「100万人神話」をめぐる論争がある³⁶。しかし100万人かどうかは問題の本質ではなく、たとえ犠牲者数の見積りが数万人であっても、それは民主主義国家にとって簡単に許容できる数字ではない。アメリカ側の犠牲が少ない通常爆撃・海上封鎖も、日本側には甚大な被害をもたらしたであろう。

このように、日本本土戦や、通常爆撃・海上封鎖のような核使用の軍事的な代替策が、必ずしも核使用よりも好ましかったとは言にくい。

一方、軍事以外の外交的な代替策についてはどうであろうか。具体的には、ポツダム宣言が内容および形式の面で実際とは異なる形で発出されていれば、ちがった結果が得られた可能性はないのだろうか³⁷。

第一に、ポツダム宣言草案にあった天皇制存置条項について検討しよう。スティムソン陸軍長官やジョセフ・グルー（Joseph C. Grew）国務次官は戦後、アメリカが早い時期に天皇制存置を明言していれば早期戦争終結の助けになった、と述べた³⁸。たしかに、天皇に対してはアメリカ世論から厳しい目が向けられていたが³⁹、世論は説得可能なものであるし、世論に反する政策さえしばしばとられうる。また天皇に対するアメリカ世論が実際にそうであったように、世論自体が変わりうるものであるとも言える。

ただし、天皇制存置条項は少なくともそれ単独では出すことができない条件であったということには一定の合理性がある。トルーマン大統領やバーンズ国務長官が天皇制存置条項に否定的であった背景には、日本に対する一つの譲歩が、さらなる譲歩を

36 Stimson, “The Decision to Use the Atomic Bomb”; J. Samuel Walker, “The Decision to Use the Bomb: A Historiographical Update,” in *Hiroshima: In History and Memory*, ed. Michael J. Hogan (Cambridge: Cambridge University Press, 1996), p. 31.

37 歴史家のロバート・ニューマン（Robert P. Newman）は、ポツダム宣言がドイツに対するより過酷でなかったから妥当であったとしているが、同宣言に不備があった可能性には触れていない。Newman, *Truman and the Hiroshima Cult*, p. 70.

38 Henry L. Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War* (NY: Hamper Brothers, 1947), p. 629; Joseph Grew, “The War Could Have Been Ended without the Bomb,” in *The Atomic Bomb: The Critical Issues*, ed. Barton J. Bernstein (Boston: Little, Brown and Company, 1976), p. 31.

39 *Washington Post*, June 29, 1945.

求めようとする日本側のインセンティブを高める懸念があった。

歴史家のバートン・バーンスタイン (Barton J. Bernstein) は、「大統領とバーンズは、条件を緩和させれば、むしろ日本の軍部はさらなる妥協を求めて大胆になり、戦争が長期化すると考えていた」と指摘する⁴⁰。しかも7月16日に元国務長官のコーデル・ハル (Cordell Hull) がグルーを通じてバーンズに、「もし〔君主制存置を認めたにもかかわらず日本を降伏させることに〕失敗すれば、日本人は奮い立つ一方、アメリカでは恐るべき政治的反響が起こるだろう」と助言したように、天皇制存置条項を含む対日宣言を日本が拒否した場合には、敵に弱腰を見せるリスクを冒したうえに目的を達せられなかったとして、国内からの厳しい批判にさらされるおそれがあった⁴¹。

では第二に、核使用の事前警告について考えてみよう。歴史家のハーバート・フェイス (Herbert Feis) は、アメリカは核実験の結果について、危険を冒して明らかにすべきであったと主張する⁴²。これにあわせて、デモンストレーションをおこなうという選択もあったはずである。

歴史家のリチャード・フランク (Richard B. Frank) は、実際に核を使用したのちも日本軍部はアメリカは核を数発しか保有していないと主張したのだから、デモンストレーションには効果がなかったはずだとの立場をとる⁴³。しかし、核使用の事前警告やデモンストレーションによって、ポツダム宣言の最後通牒としての性格が強まること自体に大きな意味があったと考えることもできるのではないか。核は「心理的兵器」とみなされ、そのショック効果が期待されていたが⁴⁴、事前警告による脅しと、事前警告なしのショックと、どちらが効果的かは議論の余地があるだろう。

第三に、ポツダム宣言へのスターリンの署名があった場合である。アメリカは事前にソ連の了解を得ることなしにポツダム宣言を発出した。これに対し日本側は、ポツダム宣言にスターリンの署名がないことをもって、一層ソ連仲介策にのめり込んでしまう⁴⁵。

仮にアメリカが事前に話を持ちかけていれば、スターリンが日ソ中立条約破棄を正

40 バーンスタイン「検証 原爆投下決定までの300日」400頁。

41 “The Acting Secretary of State to the Secretary of State, July 16, 1945,” *FRUS: The Conference of Berlin* Vol. II, p. 1267.

42 フェイス『原爆と第二次世界大戦の終結』232頁。

43 Frank, *Downfall*, pp. 270–271.

44 Stimson, “The Decision to Use the Atomic Bomb.”

45 東郷茂徳『時代的一面—東郷茂徳外交手記』(原書房、2005年) 353–354頁。読売新聞社編『昭和史の天皇』(3)(中央公論新社、2011年) 355–356頁も参照。

当化するためにポツダム宣言への署名とその参戦前の発表に応じた可能性は高い⁴⁶。署名から除外されて困るのは、スターリンの方であった⁴⁷。

第四に、ポツダム宣言の受諾期限の設定や、外交チャネルを通じた発出である。ポツダム宣言は受諾の期限について、「吾等は遅延を認むるを得ず」としてただけであった。そのため、厳密には最後通牒とはいえないと見る歴史家もいる⁴⁸。また、外交ルートを通じることで、「連合国側の主張と日本政府の意向も相互伝達できた可能性は否定できない」と歴史家の波多野澄雄は指摘する⁴⁹。

にもかかわらず、実際に選んだ道で起こったことを基準に、別の道を選んでいればちがう結果が生じたであろう可能性を頭から否定する傾向があるフランクの研究は、ポツダム宣言発出が外交チャネルを通じたか否かは問題ではないとする根拠を、外交チャネルを通じたものでない点を当時日本側が真剣に議論した形跡はないことに置いているが⁵⁰、このような解釈には疑問が残る。しかも実際には、石黒忠篤農商相のように「そんな正式でないものには、政府は答えるべきではない」と主張する閣僚もいた⁵¹。

これに関連して、鈴木総理の「黙殺」発言が取り上げられることが多いが、これは記者の質問に答えたなかでの発言であり、日本政府としてポツダム宣言を正式に拒否したものであるとまではいえないと見るのが自然であろう。実際にイギリス外務省は8月2日の時点で、「黙殺」発言は必ずしも日本側の最後の言葉 (last word) とはみなしていなかった⁵²。そもそも敗戦国政府というものは、本音では降伏を覚悟していたとしても、国内的配慮からぎりぎりまで戦争継続の建前をとることがある⁵³ (イタリア降伏時のピエトロ・バドリオ (Pietro Badoglio) 政権)。

また、トルーマンは核使用に関してスティムソンに、「われわれの最後通告に対し日

46 David Holloway, "Jockeying for Position in the Postwar World: Soviet Entry into the War with Japan in August 1945," in *The End of the Pacific War: Reappraisals*, ed. Tsuyoshi Hasegawa (Stanford: Stanford University Press, 2007), p. 174.

47 ファイスは、ソ連参戦時までポツダム宣言発出が延期されない限り、スターリンは署名に同意しなかったであろうと推測しているが、このような見方には疑問が残る。一方、スターリンがポツダム宣言に署名していれば日本側の反応はちがっていたかもしれないことは、フェイスも認めている。フェイス『原爆と第二次世界大戦の終結』129-130頁。ボリス・スラヴィンスキー (加藤幸廣訳)『日ソ戦争への道—ノモンハンから千島占領まで』(共同通信社、1999年) 13-14頁も参照。

48 Robert H. Ferrell ed., *Harry S. Truman and the Bomb: A Documentary History* (Worland: High Plains Pub. Co., 1996), p. 95, footnote 2.

49 波多野澄雄『宰相鈴木貫太郎の決断—「聖断」と戦後日本』(岩波書店、2015年) 150頁。

50 "Commentary by Frank," in "H-Diplo Roundtable on Tsuyoshi Hasegawa's *Racing the Enemy: Stalin, Truman, and the Surrender of Japan*," p. 15.

51 石黒忠篤『農政落葉籠』(岡書院、1956年) 427頁。

52 "Minute from Mr. De La Mare to Mr. Sterndale Bennett [F4839/584/61] August 2, 1945," No. 596, *Documents on British Policy Overseas Series 1, Vol. I (The Conference at Potsdam, July-August 1945)*, ed. Rohan Butler and M.E. Pelly (London: Her Majesty's Stationery Office, 1984), p. 1251.

53 Paul Kecskemeti, *Strategic Surrender: The Politics of Victory and Defeat* (NY: Atheneum, 1964), p. 191.

本側が受諾の返答をしたということを伝えるまで、その命令は生きていと訓令を出していた」という⁵⁴。だとすれば、「黙殺」発言がなくても、核は使用されていたことになる⁵⁵。

しかもトルーマンの発言通りだと、ジャーナリストの仲晃が指摘するように、ポツダム宣言に対する日本の反応への評価というきわめて高度な政治的判断を、核使用の作戦上の責任者である南西太平洋のアメリカ軍爆撃部隊の一司令官がおこなう、という不条理が生じることになってしまう⁵⁶。

以上のようなやり方のいずれか、あるいはそれらのうちのいくつかの組み合わせによって(天皇制存置条項だけでは難しい)、ポツダム宣言に対する日本側の反応が異なったものになった可能性はあるし、発出の時点でもそれによって受諾の確率を高めることになるかと理解できたはずである。実際にステイムソンはポツダム会談中、対日降伏勧告に天皇制存置条項、核使用の事前警告、スターリンの署名のうちいずれか一つの要素を挿入することで、日本を降伏に導きうることを示唆していた⁵⁷。

ところがコスト最小化論に立って核使用を正当化する論者は、核使用の軍事的な代替策だけでなく、外交的なそれをも、以上で見たようにさまざまな理由を挙げて否定する。だが、もしも日本本土戦がおこなわれていたら、こう言っていたのではないだろうか。「昭和天皇が聖断を下すことは不可能であった。……もし聖断が下されていれば、阿南陸相は詔書への署名を拒否したであろう。あるいは、辞表を出して鈴木内閣を総辞職に追い込み、一条件派の動きを封じたにちがいない。日本軍部が四条件にこだわり、本土決戦を呼号する限り、東京陥落は避けられなかったのである……」。

前出の研究者以外に、核使用の正当性を主張する歴史家のマイケル・コート (Michael Kort) は、「〔本土戦用の決号作戦のための〕日本軍の増強は、日本が最後まで徹底抗戦する決意であることの証拠」であったと論じる⁵⁸。しかし本音が何であれ、敵の上陸を間近にひかえた戦時国家が徹底抗戦の準備をするのは軍事上の観点から当然であろう。

また歴史家のローレンス・フリードマン (Lawrence Freedman) とサキ・ドクリル (Saki Dockrill) は、「もし使用可能であったら戦時中に日本も原爆を使用する意志があった

54 トルーマン『トルーマン回顧録』301頁。

55 西島有厚『原爆はなぜ投下されたか—日本降伏をめぐる戦略と外交』(青木書店、1971年)270頁。五百旗頭『日米戦争と戦後日本』117頁も参照。

56 仲晃『黙殺—ポツダム宣言の真実と日本の運命』(上)(日本放送出版協会、2000年)79頁。

57 栗原健・波多野澄雄編『終戦工作の記録』(下)(講談社、1986年)319頁。

58 マイケル・コート(麻田貞雄訳)「ヒロシマと歴史家—修正主義の興亡」『同志社法学』60巻6号(2009年1月)480頁。

という点で、アメリカの原爆使用は正当化できる」としている⁵⁹。これは仮定の仮定にすぎないが、仮に日本側にその意志があったとしても、相手を自分たちの条件で降伏させるという政治目標の達成のために核を使用すると、国家存亡の危機に反撃するために使うのと同列に論じられるだろうかという疑問に答えるものではないだろう。

興味深いのは、6月28日にラルフ・バード（Ralph Bard）海軍次官がスティムソンに宛てた覚書である。このなかでバードは、「三巨頭会談（ポツダム会談）後に、アメリカの使節が中国沿岸のどこかで日本代表と接触し、ソ連の態度を伝え、原爆使用計画を知らせるとともに、無条件降伏後における皇帝〔天皇〕および日本国の処遇に関して大統領がどのような保障をするつもりでいるかを伝えるべきである。それによって、日本が探し求めている機会を提供することになるのは確かである」と述べている。もちろん、このような政策が成功するかどうかは分からないがと認めつつ、さらにバードはこう言っている。「唯一の方法は、試み试着ることである」⁶⁰。バードの構想自体の実現可能性は別として、都市とそこに住む民間人に対する核使用という、人道主義に合致しない行為の前に、それを避けるための十分な手立てが打たれたとは言い切れないのではないだろうか。

核使用の決定は、慎重さを欠いたものであった。そればかりか、「決定」と言えるような行為すらなかったようである⁶¹。核使用命令はスティムソンとジョージ・マーシャル陸軍参謀総長の承認を経て7月25日に出されたが、大統領の命令はなく、これについてバーンスタインは、トルーマンは核使用を決定したのではなく、核使用という既定路線をくつがえさなかったのだと指摘している⁶²。マンハッタン計画の責任者であったレズリー・グローヴス（Leslie R. Groves Jr.）将軍もトルーマンの決定について、（新大統領として改めて核使用を積極的に選択するという決定という言い方をせず）「このまま原計画を続行する」と表現している⁶³。

グローヴスについて言えば、アメリカのなかには彼のようにむしろ核を積極的に使用したがっていた勢力もあった⁶⁴。さらに、核使用とソ連参戦は戦争終結戦略としてア

59 Lawrence Freedman and Saki Dockrill, "Hiroshima: A Strategy of Shock," in *From Pearl Harbor to Hiroshima: The Second World War in Asia and Pacific, 1941-45*, ed. Saki Dockrill (London: MacMillan, 1994), p. 209.

60 Ralph Bard, "Memorandum on the Use of S-1 Bomb," June 27, 1945, Harrison-Bundy Files, Record Group 77, microfilm publication M1108, folder 77, National Archives, last updated June 30, 2017, <http://www.doug-long.com/bard.htm>.

61 マイケル・D・ゴードン『原爆投下とアメリカ人の核認識—通常兵器から「核」兵器へ』林義勝・藤田怜史・武井望訳（彩流社、2013年）61頁。

62 Bernstein, "Roosevelt, Truman, and the Atomic Bomb, 1941-1945," p. 61.

63 レズリー・R・グローヴス『私が原爆計画を指揮した—マンハッタン計画の内幕』富永謙吾・実松譲訳（恒文社、1964年）226頁。

64 同上、225頁。

メリカ・ソ連間で相互に調整されたわけではなかった⁶⁵。加えて、最初の核使用から二発目の使用までに、十分な時間的間隔が空けられなかったことも見過ごせないであろう。

要するに、核使用は核外交論者がいうような対ソ連外交上の配慮ではなく、あくまでコスト最小化を目的になされた行為ではあったが、同時に、慎重さに欠ける行為であったと結論づけられるであろう。歴史家のサミュエル・ウォーカー (J. Samuel Walker) は、これを「原爆を使用しないという動機の欠如」と表現している⁶⁶。結局アメリカは、核使用による人道上の問題よりも、「無条件降伏」政策を優先させたのである。

4. 効果のレベル①—核要因説

続いて核使用の効果のレベルから、核要因説とソ連要因説について考えてみたい⁶⁷。

よく知られるように、日本の降伏の直接の要因が核使用かソ連参戦かを判断することは大変難しい。これら二つは非常に短期間のうちに連続して起こっており、それを受けたポツダム宣言受諾も、多くの人間集団の心理状態が総合され、行動の連鎖反応が起きた結果であるので、完全に論証することはきわめて困難である。また、核使用とソ連参戦の両方が必要であったとするいわゆる「ダブルショック説」も⁶⁸、やはりそれぞれだけでは不十分であったという論証をおこなうことは難しい。

本稿は降伏要因が核使用かソ連参戦かを特定すること自体を目的としたものではないにせよ、史料やそれにもとづく解釈を通じて得られる示唆について触れておく。ただ、やはりここでも注意が必要なのは、仮に効果のレベルで核使用がソ連参戦よりも日本の降伏要因として重要であったと言えたとしても（本稿はこの点について懐疑的な立場をとる）、それは後知恵であって、使用決定時点の判断の正しさを裏づけるものではなく、目的のレベルでのコスト最小化説の正当化にはつながらないだろうということである。コスト最小化説と核使用要因説は、同じではない。

さて、まず核要因説を支持する要素として、当然ながら核の破壊力が通常爆撃よりもはるかに大きく、追加的な使用によってさらに被害が甚大なものとなることが挙げ

65 Holloway, "Jockeying for Position in the Postwar World," p. 175.

66 ウォーカー 『原爆投下とトルーマン』 144 頁。

67 核要因説の研究として、麻田「原爆投下の衝撃と降伏の決定」参照。ソ連要因説の研究として、以下参照。長谷川『暗闘』: Ward Wilson, "The Winning Weapon? Rethinking Nuclear Weapons in Light of Hiroshima," *International Security*, vol. 31, no. 4 (Spring 2007).

68 Sumio Hatano, "The Atomic Bomb and Soviet Entry into the War: Of Equal Important," in *The End of the Pacific War*, ed. Hasegawa, p. 112.

られる。またフランクは、核によって、日本側の徹底抗戦論の前提となっていたアメリカ軍の日本本土上陸がおこなわれない可能性が出てきたことを強調する⁶⁹。

一方、核使用の時点までに、通常爆撃で既に日本の多くの都市は破壊されていた。また、核の有無にかかわらず、日本側にはそもそも本土戦に対する根強い不安があり⁷⁰、その不安が具体化したのがソ連仲介策であった。しかも、日本軍部のポツダム宣言受諾反対論は、結局は核使用後も変わらなかった。さらに既に見たように、昭和天皇と東郷外相でさえ、核使用によって不利な条件を覚悟したにせよ、その後も引き続きソ連仲介策を前提としていた可能性がある。

核要因論者の論拠の一つは木戸内府の証言だが⁷¹、その証言内容とは、「和平論継戦論が天秤にかかって、丁度釣合うところ迄和平論が強くなったところに原子爆弾によって継戦論の方の目方がグット減って和平論が勝つようになった。それにソ連参戦があったので更に継戦論の重量が減って、和平論を有力ならしめたと思う感じだと思ふ。従って原子爆弾だけでも終戦は断行出来たと思ふ。併しソ連の参戦があったので更にそれが容易になった」という⁷²、言うなれば人を煙に巻くような話である。

そもそも木戸はソ連仲介策の推進者であり、その失策を認めることになるのだから、降伏要因がソ連参戦だとは最初から言いにくいはずである⁷³。もっとも、木戸が核要因を強調するのは単なる自己弁護のためだけではないかもしれない。まだ天皇の立場が、退位論も含めて完全に安定したとは言いきれない占領期間中の1950年4月17日におこなわれた聞き取りにおいて木戸が降伏要因をソ連参戦だと言わないのは、あるいはやはりソ連仲介策に関与した天皇を守るという意識も働いたのだろうか。

戦後木戸は、「軍部首脳も、我々は精神力や作戦で負けたのではなく、科学で負けたんだと言ふことになれば、降伏の面子も多少は立つようになるであらう」と述べ、日本軍部は科学、すなわち核使用によって面子が守られたため降伏を受け入れたかのようになっている⁷⁴。しかし、ポツダム宣言受諾を決めた8月10日の御前会議で天皇は、これまで軍部はよくやってくれた、また本土決戦で必ずや戦果を挙げてくれると確信

69 Frank, *Downfall*, p. 239, 343, 348. リチャード・B・フランク「アジア・太平洋戦争の終結—新たな局面」防衛省防衛研究所編『歴史から見た戦争の終結』（戦争史研究国際フォーラム報告書）（防衛省防衛研究所、2016年）61頁。

70 蓮沼蕃「回想4」（1950年3月31日）サンケイ新聞出版局編『証言記録 太平洋戦争—終戦への決断』（サンケイ新聞出版局、1975年）254頁。

71 麻田「原爆投下の衝撃と降伏の決定」207-208頁。

72 木戸幸一「終戦時の回想若干」佐藤元英・黒沢文貴編『GHQ 歴史課陳述録—終戦史資料』（上）（原書房、2002年）44頁。

73 Tsuyoshi Hasegawa, "The Atomic Bombs and the Soviet Invasion: Which Was More Important in Japan's Decision to Surrender?" in *The End of the Pacific War*, ed. Hasegawa, p. 137.

74 「談話」（1950年4月17日）木戸日記研究会編『木戸幸一日記 東京裁判期』（東京大学出版会、1980年）443頁。

していた、しかし原爆の有無という科学力の差はいかんともしがたい、ゆえにやむなく降伏するのであると言ったのだったろうか。事実はその反対であった。天皇は最後の局面で、軍を非難したのである⁷⁵。

5. 効果のレベル②—ソ連要因説

次いでソ連要因説は、核要因説の場合と同様、それ自体の衝撃と、時間が経つほど国が危殆に瀕するという点によって支持される。またソ連参戦は、既に疑問符がついていた日本本土戦の実現可能性をほぼ無に帰した。核使用があってもソ連参戦がなければ、ソ連仲介の望みが絶たれていない以上、日本はそれにしがみついたであろうとする、政治学者のポール・ケチケメート (Paul Kecskemeti) の指摘が、ポツダム宣言受諾の経緯に照らしてもっとも説得的である⁷⁶。さらに日本軍部の徹底抗戦論はソ連参戦後も変らなかったが、軍部がポツダム宣言受諾拒否から受諾を前提とした条件闘争に転じたのはソ連参戦直後 (8月9日の最高戦争指導会議) であったことに留意すべきであろう。加えて指導者たちの主観として、ソ連参戦を知ったあとの喪失感、またそこからの精神面での立て直しの難しさも想像に難くない。

なお核要因説の論拠の一つとして、しばしば「終戦の詔書」にある「加之敵は新に残酷なる爆弾を使用して頻に無辜を殺傷し惨害の及ふ所真に測るへからざるに至る」との一文が引かれる。しかし、実は終戦詔書には、成案からは削除されたものの、8月14日の閣議原案第二案の時点では「是れ朕か先に帝国政府をして第三国の斡旋を求めしめて不幸其の容るる所とならず、遂に各国共同宣言に應せしむるに至れる所以なり」の一文があった⁷⁷。終戦詔書を核要因説の論拠とするのには注意が必要であろう。

ただし、以上のことから、日本によるポツダム宣言の受諾にソ連の「参戦」が必要であったとまでは言い切れない。重要なのはソ連の「仲介拒否」である。そもそもソ連にとっての対日参戦は、アメリカにとっての核使用とはちがって、少なくとも早期戦争終結のためになされた行為ではない。ソ連参戦が日本に対する侵略戦争であったことは明らかであり、ソ連要因説をとったとしてもそれが正当化されることはあり得ないのである。

75 「保科善四郎手記」外務省編纂『終戦史録』(下) 599頁。

76 Kecskemeti, *Strategic Surrender*, pp. 203–204.

77 茶園義男『密室の終戦詔勅』(雄松堂出版、1989年) 273頁。

おわりに

アメリカによる広島・長崎への核使用をめぐっては、核外交説とソ連要因説、あるいはコスト最小化説と核要因説がセットでなければならないわけではない。むしろ近年の研究や新たに公開された史料からは、目的のレベルでのコスト最小化説、効果のレベルでのソ連要因説という整理が可能である。

また、コスト最小化説が核使用を正当化する傾向にあるのに対し、本稿では、ソ連仲介の可能性がゼロであることが日本側に伝えられるか、ポツダム宣言にスターリンの署名があれば、あるいはポツダム宣言が正式な文書として発表されていれば、結果は変わっていたかもしれない点を指摘した。これらの点において、アメリカによる核使用に向けたプロセスは、引き起こされる悲劇に比して慎重さを欠いたものであったと言わざるをえないであろう。

太平洋戦争終結過程におけるアメリカによる日本への核使用をめぐっては、戦後の日米関係に長らく暗い影を落としてきた。2016年5月27日、バラク・オバマ (Barack H. Obama II) がアメリカ大統領として初めて広島を訪問し、この問題は一つの区切りを迎えることになった。また、2023年5月19日から21日にかけて開かれた広島G7サミットでは、第二次世界大戦で連合国側と枢軸国側に別れて戦った国ぐにの首脳が78年の時を経てこの地に集い、原爆死没者慰霊碑に頭を垂れた。この問題に対しては、感情的な論争を超えて、戦争終結政策の失敗例として客観的に分析を加えることが求められている。

(防衛研究所)